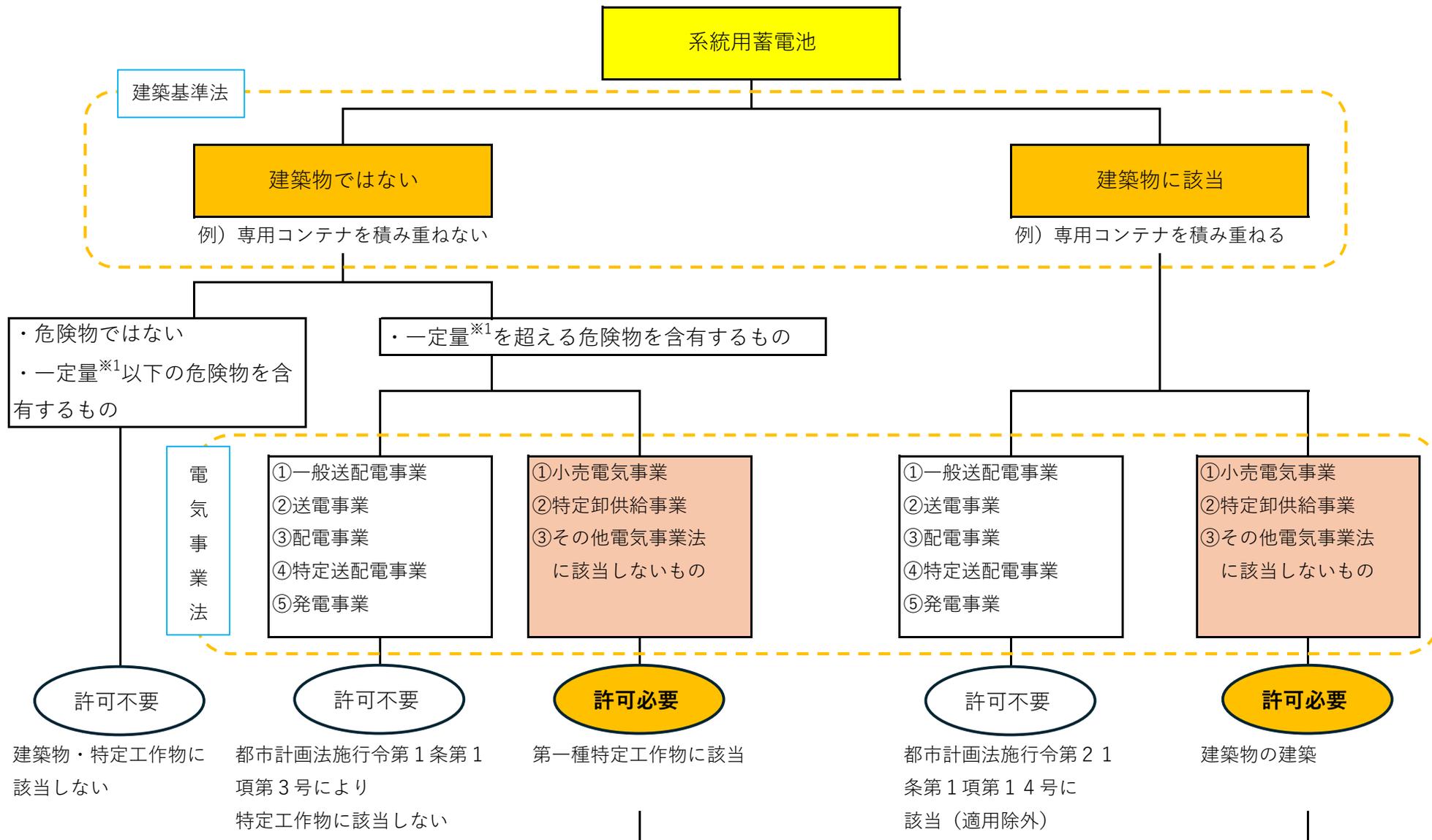


系統用蓄電池の開発許可取扱いフロー



※1
一定量：建築基準法施行令第116条第1項の表の数量の欄に掲げる数量

開発許可の対象となる規模
市街化区域：1,000㎡以上
市街化調整区域：すべて※2
都市計画区域外：10,000㎡以上

※2 大津市では、令和8年2月時点においては第一種特定工作物に該当する系統用蓄電池及び系統用蓄電池を収納する専用コンテナのうち建築物に該当するものについて、市街化調整区域に設置する場合の許可基準を定めていません。